

軍人勅諭發布五十年記念行事ニ關スル意見

横須賀海軍人事部

一 勅諭讀法ノ統一

海陸軍ノ間ニ於テ 勅諭讀法相違セル點多數アリテ常時ハ素ヨリ
簡閱點呼ノ如キ海陸軍人合同スル時ニ異様ノ感ヲ生シ居レリ之カ
統一ヲ期スルニ於テ絶好ノ機會ナリト信ス

二 記念映畫ノ作製配布

時世ノ進軍ニ鑑ミ今日映畫ヲ以テ兵員ヲ教育スルノ價值絶大ナル
ハ今更嗽々ヲ要セス 勅諭教育ニ一新ヲ劃スルモノトシテ之レカ
映畫化ハ極メテ有効ノモノナリト認ム而シテ本映畫ハ乾燥無味ノ
モノトセス興味津津々タル裡ニ 聖旨ヲ感得スルヤウ相當劇化スル
ノ要アルヘシ

三 講演資料ノ作製配布

「忠節」「禮儀」「武勇」「信義」「質素」「誠心」ノ各篇ニ別

チ龜鑑トスヘキ軍人（軍人以外ニテモ妙味アリ）ノ美談等ヲ集録
ス

四 全國新聞雜誌ニ掲載

勅諭ノ全文ヲ掲ケ名士ノ謹話ヲ添ヘ少ナクモ全國大新聞ニハ一齊
ニ掲記スル如クス

五 東京ニ於ケル記念式

東京ニ於テハ盛大ナル記念式ヲ舉行シ全國ヨリ海陸軍代表者ヲ參
列セシメ宮城前ニテ 御親閱ヲ仰キ軍歌「軍人ノ精神」ヲ合唱シ
ツツ明治神宮ニ參拜ス

右實況ヲ活動寫眞、普通寫眞、「ラジオ」等ニヨリ一般ニ知ラシ
ム

六 地方ニ於ケル記念式

東京ニ準シ之ヲ行ヒ招魂社、忠魂碑ニ參拜ス

（終）

吳鎮第廿八號

昭和六年八月十三日

軍務局長

第一幕長

守備長

海軍省軍務局長殿

勅諭下賜五十周年記念行事ニ

関スル件通知

本件ニ関スル意見別紙一通ニ有之

(終)



(模造野紙美濃半葉)

軍務第一三三號

海軍

6.8.17

(別紙)

(模造紙 美濃半葉)

勅諭下賜五十週年記念鎮守府行事ニ関ス
ル意見

要旨

- 一 聖旨ヲ徹底セシムルコト
- 二 明治大帝ノ御偉業迄ニ軍人精神發露ニ關スル感銘ヲ新ニ喚起スルコト
- 三 一般世人ニ對シテモ聖旨ヲ克クテ了解セシメ一層宏ク軍人精神ノ偉大ナルヲ周知セシムルコト

行事

一 部内

(1) 艦隊部豫内ニ於ケル記念式

海軍

(1) 明治神宮遙拜式

(2) 勅諭奉讀

(3) 讀 詔

(4) 軍 歌

(b) 展覧會

明治大帝ノ御偉業ヲ思ヒ奉ルヘキ資料及軍人精神ノ發露ニ關スル資料並ニ古來ノ盡忠報國ノ士ニ關スル資料其他聖旨ノ徹底精神作興ニ關スル資料ヲ蒐集陳列シ軍人精神ノ徹底周知ニ努ム

(1) 聯合武技競技ヲ施行ス

(2) 小冊子「勅諭」ノ配布

常時携帶ニ便ナル小冊子「勅諭」ヲ刊行シ之ヲ

海 軍

(模造紙美濃半葉)

部内軍人ニ配布ス

(二) 封部外行事

(1) 展覧會ヲ一般ニ公用ス

(2) 「ラヂオ」ニ依リ勅諭ニ関スル講話放送

(3) 勅諭ニ関スル「パンフレット」「ポスター」等ヲ作製シ

公共団体、學校等ニ配布ス

(二) 軍人精神ニ関スル映画ノ公用

其他

(一) 一月四日ハ總員記念式ニ参列シ得ル如ク休暇期

間ヲ変更ス

(二) 当日ハ休業トス

(模造紙美濃牛葉)

海軍

0115

0114

為御参考

軍務局長

昭和 年 月 日

海軍省副官



昭和六年六月五日

海軍省副官 森徳茂

別紙の如きこととて立案ありしは
本紙に横録あり厚長所人一部は
一部は
一覽の上の如く海軍省に
一覽あり

横録あり
り相あり
りあり
りあり
りあり

昭和六年六月五日

西軍水雷部 初智 森林 總務

園中 既 既了

加下

倉、横濱、東京の諸事と関係するもの、山生、石根、森、

内、走、麗、子、一、九、三、七、年、十、月、十、日、

除、着、日、當、地、水、文、水、以、形、行、る、横、濱、を、

海、軍、の、所、に、

軍、人、和、海、軍、下、部、の、一、部、の、事、に、

河、川、の、事、に、

將、官、有、之、の、事、に、

別、紙、の、如、く、と、し、

本、紙、の、横、濱、を、海、軍、の、一、部、の、事、に、

加、一、部、の、事、に、

而、一、覽、の、上、に、

軍人勅諭五十年紀念
行事ニ關スル方案

昭和六年五月二十七日

海軍少佐 赤林 徳治

方案内容目次

第一、 軍人勅諭塔ヲ奉建スルコト

一、 奉建ノ趣旨

二、 奉建實行ノ方法

三、 建築設計及保管

第二、 紀念日當日ノ行事

第三、 附録

奉建實行ニ關スル參考資料

(目次終)

軍人勅諭五十年紀念行事ニ關スル方案

第一 軍人勅諭塔ヲ奉建スルコト

一 奉建ノ趣旨

明治大帝ノ御聖諭ヲ奉戴欽仰シ拳々服膺能ク軍人精神ノ砥礪ニ盡瘁スルト共ニ雄偉熱誠ノ氣魄ヲ益涵養シ盡忠國防ノ大精神ヲ愈向上セシメ以テ明治大帝ノ神靈ニ對ヘ奉ラントスル念願ヲ象徵化スルノミナラス之ヲ萬世永遠ニ傳ヘントスルニ在リ

二 奉建實行ノ方法

(一) 御勅諭奉寫書ノ奉納

軍人ハ 軍人勅諭御下賜五十年紀念日タル昭和七年

一月四日ニ御勅諭二千六百有餘文字又ハ
 聖旨五個條六十三文字ヲ奉寫シ之ヲ明治神宮ニ
 奉納ス

(二) 奉建費用

御勅諭奉寫書奉納ノ際ハ御寶錢若干金ヲ添
 フルコトトシ之ヲ以テ紀念塔奉建實行ノ費用ト爲ス

三、建築設計及保管

- (一) 軍人勅諭塔ハ下部ヲ軍人ノ奉納セル 御勅諭奉寫
 書ヲ奉納スヘキ勅諭堂トナシ其ノ堂上ニハ高懸摩
 天ノ大紀念塔ヲ建設ス
- (二) 軍人勅諭塔ニハ 御勅諭並忠勇義烈ノ軍人尙

像等ヲ彫刻スルコトトシ其執筆者ヲ書畫共ニ現代第一人者ヲ以テ之ニ充ツ

(三) 建築様體ハ 奉建ノ趣旨ヲ充足シ且ツ 明治大正昭和三代ノ軍人精神ヲ萬世後昆ニ傳ヘテ龜鑑ヲラシムハク別ニ定ムル處ニ依リ之ヲ懸賞設計セシムルノトス

(四) 竣工セハ之ヲ明治神宮奉贊會ニ寄進ス

四、奉建地域

明治神宮外苑聖徳紀念繪畫館前方
適當ノ處

第二 紀念日當日ノ行事

✓一 軍人勅諭奉讀式

○明治神宮境内 ○禮團部隊學校其他ノ處

✓ニ 紀念訓話講演

×三 軍人勅諭塔起工式

旅費ノ自給アリ

四 陸海軍人部隊ヨリ明治神宮ニ代表參拜者派遣

文部省ト協談

五 全國各新聞ニ御勅諭奉掲

✓六 「ラヂオ」紀念放送

○陸海軍名將ノ紀念講演

○「ラヂオドラマ」(軍歌 軍人精神其他ヲ入レルモノ)

陸軍ト協談アリ

七 軍隊及軍人團等ノ行進及航空合列式

✓八 紀念歌ヲ懸賞其他ノ方法ニヨリ作製發表

×九 建築設計懸賞ヲ發表表彰

の事
の
難

第三 附録

奉建實行ニ關スル參考資料

- 一、明治神宮略記 別冊
- 二、軍人員數 約四百萬人(陸海軍現役豫後備退役全部)
- 三、御賽錢金高 金壹百萬圓(平均三五錢ト見積リタル時ト想)
- 四、獻金 有志ノ寄附金ハ之ヲ受納ス
- 五、參考トスヘキ紀念塔
 - (一) 旅順表忠塔

× 〇明治十五年一月四日在役セシ退役軍人ヲ慰安ス
ルコト

二、其他適宜ノ方法

(二) 倫敦「トラハルガースクエアー」ノ「チルソン塔」
(三) 古寺名刹ノ經堂
六在郷軍人會會長 明老神宮司一戸大將

(終)

0126

0125

附 録 紙

昭和 年 月 日

海軍省 軍務局

教育 邦語

明治 23年

今年「明治元年」

二十三年

5.12.10

満四十年

軍人 邦語

明治 15年

今年「明治元年」

満四十年

軍人の賜ひたる勅諭海軍五十年記念式



5.12.10

模造牛蒡十三行野紙 (宮井納)

陸軍省軍部 保田村長好子 九二回レ

一 行子ノヲ為サレシヤ

二 年ノ計畫トシテ如何ニスルヤ

一 憲法昭会ヲシテ在リ且ニ其ノ多ク(官立教育ニ在リ)

一 紀念式施行ヲ為ス

二 満々次ヲ計畫ス(昭和七年トナシ)

在レ勅諭海軍一ノ年ノ計畫ニ依リ

陸軍省 黒田好子ト

海軍

御沙汰下シ賜ハツテ、賜ク教化ヲ教キ以テ人心ノ歸趨ヲ正シテセシムコトヲ、御示シ遊バサレマシテ教育ニ關スル勅語ヲ聖旨ヲ奉テシテ、御力ヲ盡スベキ旨ヲ仰セ出サレマシコトハ、御二階御二階(又次第アリマス。サレバ、國民ハ一階、勅語ノ御精神ヲ明瞭ニシテ更ニ深キ自覺ト、清新ナル氣力トヲ以テ、聖旨ヲ履秀スベキデアルト信ジマス。即チ我が國體ノ優秀ナル所以ヲ、十分ニ了得シ、皇祖皇宗ノ御遺訓ノ高遠博達ナル意義ヲ十分ニ宣揚シ、且又、勅語ニ示サレタル道ハ、天理ノ順ヒ、人情ニ甚ツキ、公明正大、何レノ時何レノ處ニ於テモ之ヲ行フテ毫モ謬ル所ナキ理ヲ、十分ニ開明ニシナケレバナリマセヌ。

教育勅語ハ、學校ニ於ケル教育ノ、根本方針デアリバカリデナク、實ニ國民一般ノ日夕恪守スベキ大綱デアアルコトハ、申スマデモアリマセヌ。故ニ、勅語ノ御訓ハ、學校ニ於ケル教化指導ノ根柢タルシナラズ、同時ニ、國民一般ノ行爲ノ、大規模ヲ示サレバナラズナラズ、アリマスガ、此ノ點ニ於テ、實際ノ有様ハ、ナホ遺憾ヲシテ、シナイ、デアリマス。要スルニ、勅語奉讀ノ道ハ、學國一體ノ之ニ當ルコトガ急務デアルト信ジマス。

右ノ趣旨ヲ以テ、本朝ハ全國一齊ニ、記念式並ビニ、中央議會會ヲ、開催シ、更ニ此ノ機ニ際シテ、中央地方共ニ、種々記念ノ事業ヲ行ヒマンナ、颯風ノ聲キニ對シテ、奉ル共ニ、御遺旨ノ靈威ヲ期シシイデアリマス。

文部省ニ於テハ、記念事業ノ一トシテ、孝子順孫ヲ表彰致シマシタ。

忠孝ヲ我が國道體ノ大本タルコトハ、申スマデモアリマセシガ、忠孝ハ一致シテ相成レズ、忠良ノ臣民タルコトハ、同時ニ、孝順ノ子孫タルコトヲ數トシ、勅語ニモ、此ノ旨ヲ垂示セラレテアルノデアリマス。而シテ忠臣孝子ノ門ニ求ムノ義ニ依リ、孝子順孫ヲ表彰致シマシテ、國民一般ヲ蒙ラテ、聖旨ヲ奉讀スルノ意ヲ明ラカニスル一端ト致シテ、デアリマス。

茲ニ式ヲ舉ガテ、勅語奉讀四十周年ヲ記念スルニ當リ、我等國民ハ心ヲ一ニシテ、此ノ大訓ヲ、筆々服膺シ、各々其ノ本分ヲ盡シテ、力ヲ盡運シ、國民一般ニ、以テ、優盛ナル聖旨ニ答ヘ奉ラント期スル次第デアリマス。臨ミテ所感ヲ述ベテ本日ノ式辭ト致シマス。

本日ハ、教育勅語ヲ頒發セラレマシテヨリ滿四十年ニ當リマス。ナホ、數年前ナル記念式ヲ奉テラレマス。コトハ、極メテ意義深キ御示シマシテ、御力ヲ盡スベキ旨ヲ仰セ出サレマシコトハ、御二階御二階(又次第アリマス。サレバ、國民ハ一階、勅語ノ御精神ヲ明瞭ニシテ更ニ深キ自覺ト、清新ナル氣力トヲ以テ、聖旨ヲ履秀スベキデアルト信ジマス。即チ我が國體ノ優秀ナル所以ヲ、十分ニ了得シ、皇祖皇宗ノ御遺訓ノ高遠博達ナル意義ヲ十分ニ宣揚シ、且又、勅語ニ示サレタル道ハ、天理ノ順ヒ、人情ニ甚ツキ、公明正大、何レノ時何レノ處ニ於テモ之ヲ行フテ毫モ謬ル所ナキ理ヲ、十分ニ開明ニシナケレバナリマセヌ。

教育勅語ハ、學校ニ於ケル教育ノ、根本方針デアリバカリデナク、實ニ國民一般ノ日夕恪守スベキ大綱デアアルコトハ、申スマデモアリマセヌ。故ニ、勅語ノ御訓ハ、學校ニ於ケル教化指導ノ根柢タルシナラズ、同時ニ、國民一般ノ行爲ノ、大規模ヲ示サレバナラズナラズ、アリマスガ、此ノ點ニ於テ、實際ノ有様ハ、ナホ遺憾ヲシテ、シナイ、デアリマス。要スルニ、勅語奉讀ノ道ハ、學國一體ノ之ニ當ルコトガ急務デアルト信ジマス。

右ノ趣旨ヲ以テ、本朝ハ全國一齊ニ、記念式並ビニ、中央議會會ヲ、開催シ、更ニ此ノ機ニ際シテ、中央地方共ニ、種々記念ノ事業ヲ行ヒマンナ、颯風ノ聲キニ對シテ、奉ル共ニ、御遺旨ノ靈威ヲ期シシイデアリマス。

文部省ニ於テハ、記念事業ノ一トシテ、孝子順孫ヲ表彰致シマシタ。

忠孝ヲ我が國道體ノ大本タルコトハ、申スマデモアリマセシガ、忠孝ハ一致シテ相成レズ、忠良ノ臣民タルコトハ、同時ニ、孝順ノ子孫タルコトヲ數トシ、勅語ニモ、此ノ旨ヲ垂示セラレテアルノデアリマス。而シテ忠臣孝子ノ門ニ求ムノ義ニ依リ、孝子順孫ヲ表彰致シマシテ、國民一般ヲ蒙ラテ、聖旨ヲ奉讀スルノ意ヲ明ラカニスル一端ト致シテ、デアリマス。

茲ニ式ヲ舉ガテ、勅語奉讀四十周年ヲ記念スルニ當リ、我等國民ハ心ヲ一ニシテ、此ノ大訓ヲ、筆々服膺シ、各々其ノ本分ヲ盡シテ、力ヲ盡運シ、國民一般ニ、以テ、優盛ナル聖旨ニ答ヘ奉ラント期スル次第デアリマス。臨ミテ所感ヲ述ベテ本日ノ式辭ト致シマス。

今日ハ、教育勅語ヲ頒發セラレマシテヨリ滿四十年ニ當リマス。ナホ、數年前ナル記念式ヲ奉テラレマス。コトハ、極メテ意義深キ御示シマシテ、御力ヲ盡スベキ旨ヲ仰セ出サレマシコトハ、御二階御二階(又次第アリマス。サレバ、國民ハ一階、勅語ノ御精神ヲ明瞭ニシテ更ニ深キ自覺ト、清新ナル氣力トヲ以テ、聖旨ヲ履秀スベキデアルト信ジマス。即チ我が國體ノ優秀ナル所以ヲ、十分ニ了得シ、皇祖皇宗ノ御遺訓ノ高遠博達ナル意義ヲ十分ニ宣揚シ、且又、勅語ニ示サレタル道ハ、天理ノ順ヒ、人情ニ甚ツキ、公明正大、何レノ時何レノ處ニ於テモ之ヲ行フテ毫モ謬ル所ナキ理ヲ、十分ニ開明ニシナケレバナリマセヌ。

教育勅語ハ、學校ニ於ケル教育ノ、根本方針デアリバカリデナク、實ニ國民一般ノ日夕恪守スベキ大綱デアアルコトハ、申スマデモアリマセヌ。故ニ、勅語ノ御訓ハ、學校ニ於ケル教化指導ノ根柢タルシナラズ、同時ニ、國民一般ノ行爲ノ、大規模ヲ示サレバナラズナラズ、アリマスガ、此ノ點ニ於テ、實際ノ有様ハ、ナホ遺憾ヲシテ、シナイ、デアリマス。要スルニ、勅語奉讀ノ道ハ、學國一體ノ之ニ當ルコトガ急務デアルト信ジマス。

右ノ趣旨ヲ以テ、本朝ハ全國一齊ニ、記念式並ビニ、中央議會會ヲ、開催シ、更ニ此ノ機ニ際シテ、中央地方共ニ、種々記念ノ事業ヲ行ヒマンナ、颯風ノ聲キニ對シテ、奉ル共ニ、御遺旨ノ靈威ヲ期シシイデアリマス。

文部省ニ於テハ、記念事業ノ一トシテ、孝子順孫ヲ表彰致シマシタ。

忠孝ヲ我が國道體ノ大本タルコトハ、申スマデモアリマセシガ、忠孝ハ一致シテ相成レズ、忠良ノ臣民タルコトハ、同時ニ、孝順ノ子孫タルコトヲ數トシ、勅語ニモ、此ノ旨ヲ垂示セラレテアルノデアリマス。而シテ忠臣孝子ノ門ニ求ムノ義ニ依リ、孝子順孫ヲ表彰致シマシテ、國民一般ヲ蒙ラテ、聖旨ヲ奉讀スルノ意ヲ明ラカニスル一端ト致シテ、デアリマス。

茲ニ式ヲ舉ガテ、勅語奉讀四十周年ヲ記念スルニ當リ、我等國民ハ心ヲ一ニシテ、此ノ大訓ヲ、筆々服膺シ、各々其ノ本分ヲ盡シテ、力ヲ盡運シ、國民一般ニ、以テ、優盛ナル聖旨ニ答ヘ奉ラント期スル次第デアリマス。臨ミテ所感ヲ述ベテ本日ノ式辭ト致シマス。

今日ハ、教育勅語ヲ頒發セラレマシテヨリ滿四十年ニ當リマス。ナホ、數年前ナル記念式ヲ奉テラレマス。コトハ、極メテ意義深キ御示シマシテ、御力ヲ盡スベキ旨ヲ仰セ出サレマシコトハ、御二階御二階(又次第アリマス。サレバ、國民ハ一階、勅語ノ御精神ヲ明瞭ニシテ更ニ深キ自覺ト、清新ナル氣力トヲ以テ、聖旨ヲ履秀スベキデアルト信ジマス。即チ我が國體ノ優秀ナル所以ヲ、十分ニ了得シ、皇祖皇宗ノ御遺訓ノ高遠博達ナル意義ヲ十分ニ宣揚シ、且又、勅語ニ示サレタル道ハ、天理ノ順ヒ、人情ニ甚ツキ、公明正大、何レノ時何レノ處ニ於テモ之ヲ行フテ毫モ謬ル所ナキ理ヲ、十分ニ開明ニシナケレバナリマセヌ。

教育勅語ハ、學校ニ於ケル教育ノ、根本方針デアリバカリデナク、實ニ國民一般ノ日夕恪守スベキ大綱デアアルコトハ、申スマデモアリマセヌ。故ニ、勅語ノ御訓ハ、學校ニ於ケル教化指導ノ根柢タルシナラズ、同時ニ、國民一般ノ行爲ノ、大規模ヲ示サレバナラズナラズ、アリマスガ、此ノ點ニ於テ、實際ノ有様ハ、ナホ遺憾ヲシテ、シナイ、デアリマス。要スルニ、勅語奉讀ノ道ハ、學國一體ノ之ニ當ルコトガ急務デアルト信ジマス。

右ノ趣旨ヲ以テ、本朝ハ全國一齊ニ、記念式並ビニ、中央議會會ヲ、開催シ、更ニ此ノ機ニ際シテ、中央地方共ニ、種々記念ノ事業ヲ行ヒマンナ、颯風ノ聲キニ對シテ、奉ル共ニ、御遺旨ノ靈威ヲ期シシイデアリマス。

文部省ニ於テハ、記念事業ノ一トシテ、孝子順孫ヲ表彰致シマシタ。

忠孝ヲ我が國道體ノ大本タルコトハ、申スマデモアリマセシガ、忠孝ハ一致シテ相成レズ、忠良ノ臣民タルコトハ、同時ニ、孝順ノ子孫タルコトヲ數トシ、勅語ニモ、此ノ旨ヲ垂示セラレテアルノデアリマス。而シテ忠臣孝子ノ門ニ求ムノ義ニ依リ、孝子順孫ヲ表彰致シマシテ、國民一般ヲ蒙ラテ、聖旨ヲ奉讀スルノ意ヲ明ラカニスル一端ト致シテ、デアリマス。

茲ニ式ヲ舉ガテ、勅語奉讀四十周年ヲ記念スルニ當リ、我等國民ハ心ヲ一ニシテ、此ノ大訓ヲ、筆々服膺シ、各々其ノ本分ヲ盡シテ、力ヲ盡運シ、國民一般ニ、以テ、優盛ナル聖旨ニ答ヘ奉ラント期スル次第デアリマス。臨ミテ所感ヲ述ベテ本日ノ式辭ト致シマス。

参考

勅諭下賜五十年誌念式(昭和七年一月四日)		陸軍省草案
式次第	實施要領	摘要
一、進拝式	一、各部隊毎庫人々以テ之實施ス、服装ハ軍裝トス	一、御旗影奉拜白ハ各部隊於テ之儀實施ス
二、勅諭奉讀式	二、隊列ノ置城ニ面スルヤ、整列セリ、 ^{海軍} 影奉拜白ヲ設置シテ天皇陛下ノ御旗影ヲ奉拜ス	之ニ專ラシテ經費ハ全連隊算取又ハ奉仕經理ノ支辨トス
三、誓詞朗讀式	三、奉讀スヘキ勅諭ハ明治十五年、大正元年及昭和元年庫人々賜リタル勅諭トス	三、朗讀スヘキ誓詞ハ當日陸海軍大臣奉拜シテ上閣ニ送ラレシメ、之ヲ追テ送附ス
四、訓示	四、誓詞朗讀ノ時、列ハ努メテ陸海軍大臣ノ奉拜トシテ上閣ニ送ラレシメ、之ヲ追テ送附ス	
	五、レムルニ便スニシテ、為メ、豫メ豫定時列ノ通報ス	

		五、各部隊長、最後ニ所與ノ訓示ヲ行フ	
備		一、式終了後各部隊通宣ノ方法ニ依リ訓話ヲ實施ス 二、各部隊ニ於テ本記念月ヲ永ク將來ニ記念スル為メ通宣ノ事業ヲナスコトヲ得	
考		三、本記念式ニハ各部隊長ニ於テ要スル陸軍軍属ヲ格別セシムルコトヲ得	

副官 齊

昭和六年一月二十日

官房受

一月廿六日

齊

軍務局受
6.1.26
月 日 時

軍務局

勅諭下賜五十週年記念に關し献白
第九課長 齊 局員 正五位 勲四等 日東 謹白

思想經濟の難局前古未嘗有にして 我が國民 躬て世界文明
民族は 今や方策一新の轉換期に直面せりと謂ふべし 而して

教育勅諭

我が國に於いては昨秋 勅諭下賜四十週年式典の舉行せらるるあ
の好機を惠まされたるに 教育局長 齊 十週年を 迎へんとす 吾人は茲に興生
の好機を惠まされたるに 教育局長 齊 十週年を 迎へんとす 吾人は茲に興生

教育
6.1.29
接受

0133

然るに勅語記念に於いては不肖等の献言と當局又は世人の見解
と甚しく相違せるものあり その為す所多くは一時のお祭騒がに
あらはれば 枚葉未算節の形式的行事に墮し 國民精神作興等
に關する限り 十載一過のこの好記念日は遂に空しく逸したる

の感なきんばあらず 唯何となく大切なる時機といふ意識だけは
 喚起されたるを悦ぶと雖も 我が國民中特に軍部を以つて任ずる
 吾人一團の志望は此の如きを以つて満足し能はざるを哀むものな
 り 今や来らんとする 勅諭記念に對し 愚衷を披瀝し 明
 鑑に供へんとするもの 實に我が國民の徹底的覺醒を冀ひ 引
 いては世界人類を擧げて 我に倣はしめんことを歎ずるの至情 禁
 やぶるがためなり

棄するに今日の難局を來する所固より決して單純ならざるべき
 も 其の根本的なるものは さまざま複雑多岐を嘆ずる程のものに
 あらざるを信ず 一き以つてこれに 西復へば 發心の一に存するも
 のと断すべきのみ 發心の三不正是 直に萬業の必斯達に關る
 抑も生駒は夫々天賦の性能を以つて生活を實現すると共に 物
 質を離れて生活する能はず つまり物心一身の生活とその生命

とすべきなり かくて犬は犬をあり猫は猫であり 人間又人間たる
 次第なり 而して人間の人間たる物心一如の境地に到達す
 るの道は 唯ニの發心の一事に在り 爰に別録にて一事の詳説
 茲に初めて通達し得べきのみ

離れて現代我等同胞の發心如何と顧るに從ふにして 欧米人の個人
 主義 自愛主義 乃至物位主義等一言にして此を言へば 所謂
 謂動物主義を以つて世治の示標とせるものの如くにて 人間の發心
 と區別せらるる 根本義を忘却せんとするものあり 日本には 日
 本固有の善美なる精神主義 愛他主義 社會運籌共存の主義
 あり 何を苦んで 明治維新 倉卒の際に於ける 歐化模倣を今
 以つて 踏襲して この動物主義と支持するの要あらん 泰西又
 明の行誼に際して心ある白人は新文明の指導原理を 既に東
 洋殊に我が日本に索のつゝあるにあらざや かくて我が國民刻下の

眞の覺醒は、わかつて世界人類の覺醒を促すことを得ずや

謹んで思ふに、明治大帝の垂示し結へる御教訓の中、我が國民乃
 至、應く全人類に亘りて根本的にして恒久的なるもの教養に關
 する勅諭と、軍人に下し賜へる勅諭の二を以つて、是の尤なるものとす
 二者、固く若元より同じかたざるが如きも、中外に施して悖らざる
 古今に通じ、誤りある時空を絶したる人倫の常經たるに至り
 ては、固一なり、國家的、行爲を、懋し、自代一己の眞の意味の社
 會主義、共存共榮の根本原理を提示し結へるものなりと信ず、世の
 西洋思想に應酬せざる、社會主義者、破壊主義(所謂社會主義)
 者、野蠻主義者(個人主義、盲信の者共)の輩は一語、立地に、齟齬
 悔悟することを得ず、靈藥なり、この偉大なる、聖訓に救はるる無く
 んば、所謂「人間下り坂」(工程師、博士の持論)の加速度、底止する所
 上知り、民族人類は、終に破滅の外なかりん、人間は、畢する、勤

物にあらざる 猿猴にあらざる 況んや 佛猿にあらざる 飽くまで 白止の一
 路を精進して 自己一如 共存共榮 善美なる 社會國家の建
 設に志すものにて 其の指針は 端的に二の二聖訓に仰せ得べき
 のなり

我が軍部が 明治十四年頃までの 状態を回顧するに 他の一切の文物
 が 然りし如く 歐米直輸入の 形式精神に 依拠したりき 即法律
 刑罰等による 直接 國民生活に 関するニヒは 勿論 小學教科書に
 至るまで 殆ど 直譯に 依りたる如く 歐米の 植民地たるかの 奇觀と
 呈したりき されば 我が 國固有の 精神、道徳たる 忠節 禮儀
 民勇 信義 質素 之れを一貫する 誠心の 喪失せられたること
 空手自然の結果にして 餘弊流毒の 甚しかりしは 吾人の 記憶に
 新なる所なり 二に於いて 大帝の 聖訓下賜となり 臣僚初めて 醒
 の世風亦漸く一洗したるは 實に 維新大業の 画龍点睛ともし給す

へきなり 而して日清日露兩戦役の非常時に當り 燦然たる
 光輝を發揚し 我が帝國殊に我が陸海軍が世界に於ける最
 乎たる一存在として 列強に認識せられたるに及し 今日に及びて
 思想經濟等の醜態を内外に暴露せること 實に遺憾の次第に
 て 事は繋つて發心の正不正に存するものなると 痛感せむんばあ
 りあ

然るを二十三年の勅諭を以つて一教育界の勅諭を考ふるが如く 十
 五年の勅諭を一軍部のものとして局限するがたの 二の偉大なる精神
 正國家社會の全爲に光被し 政治も教育も 産業も 學問研究
 も 齊しく 躍進の原動力と 二に發見し 以つて發心し得ざるは
 實に長嘆太息の極みなり

勅諭四十週年記念は空しく過ぎ去りて 再來せず 今や來らんと
 する 勅諭五十週年記念こそ 實に逸すべかりき 好機にして

政治教育産業等あらゆる國民生活の道德的發心を遂げ
以つて思想経済の興生に資し 進んで人類指導の大任を自
覺せざるべからず

傳ふ所によれば我が軍部はこの記念すべき記念と陸海協力
して 國防思想の普及等に努力するの企圖ありと その如何
なる手段方法に出づるか 深く考察せざる所なるも 國防
の總知の一半が實に國民的精神的道德的方面に在りと信
ずる吾人は 國民の道德的精神的充實こそ第一國防の根
本的基礎的事柄と斷するものなり 國體思想固より大切なり
されどとは一面にして 而も第二三次とも云ひ得べし 吾人は國民
的發心の大動運の計畫を以てせんことを望んで息まほし 此に教
えて自ら量らば 當局先覺に訴へて 賢察を仰ぐ所以なり

以上

0140

3

3

1

3

3

皇信殿 御覽

謹 肅

副 官



管 房
登 封

時下嚴寒之候君國の爲軍務御奮勵之段慶賀の至りに
奉存候

軍務局

取 寄 冊

課 長

局 長

官 長

官 長

官 長

皇室尊嚴の趣旨は貴師團旅團聯隊大隊幹部諸賢
を始めとし一般兵卒より在郷軍人諸士に至るまで御尊影を
新聞雜誌より切援宮内省宛奉送實行方御訓示被成下
且つ會報其他戰友精友我が家等の機關雜誌を以て復々
普及徹底せしめられ度此段重ねて相頼申候

昭和七年一月二十八日

恐惶謹言

福井縣大野郡小山村

皇 室 尊 嚴 普 及 會

全國各聯隊及司令部宛御願ひ致し義に御座候也

軍人勅諭下賜五十周年記念

皇室尊嚴

福井縣大野郡小山村

皇室尊嚴普及會

0142

皇室尊嚴

赤誠の熱涙を以て軍人に訴ふ

明治十五年一月四日勅諭御下賜五十周年記念を迎へ感激を新にして

明治大帝の御盛徳を稱へ奉り愈々聖訓の御趣旨を奉體し日日に新に碎礪の誠を輸すは獨り軍人のみならず今日聖代に遇ひ宏大無邊の皇恩に浴する帝國臣民當然の責務なり

謹みて按するに畏き聖諭は我が國體に淵源し我が國體亦畏き聖諭に由つて益々鞏固に彌々光輝を發揚しつゝあるを拜察す

近來我國の狀勢を觀察するに思想經濟未曾有の大難關に直面するのみならず隣邦支那の不遜は我が文化的使命と國家の生存とを無視して漫に我が既得權益の蹂躪を企て排日の氣分全支に瀰り東亞の風雲轉た急にして治安の帥軍既に滿蒙の野に動き國運の危き彼の元寇の夫れにも優る眞に恐るべく憂ふべく戒むべきの秋なり

然るに動もすれば我國體に悖り光輝ある三千年の歴史を汚濁せんとする徒輩の頻出百鬼書行百害實演殊に當年一月八日櫻田門外の不敬事件に到つては國民の誠忠如何に言辭を極めて之を辯解せんとするも得べからざる或は之れ一蒙昧鮮人の所爲なりとせんも之れ飽く迄日本國民一般思想の健全を缺き忠義心の一部弛緩が彼等に其の隙を與へたりと斷ぜざるを得ず吾等亦

聖上陛下に對し奉り只管恐惶恐懼惜く所を知らず喪心妄失心膽爲に寒し

嗚呼帝國今や此時難に當り此難局に際す如何に之を打開し如何に之を轉回し行くやは我が國家興亡の岐るる所にして國民の休戚亦一に之れに繋る 吾等は信ず之一つに我が國民精神に

皇室尊嚴の徹底を缺くの致す所なりと

於此か小職共聊か世道人心の改善に奉公の誠を致さんとの微衷より

皇室尊嚴普及會を組織し全國九千萬同胞に對し新聞掲載御肖像切抜皇室尊崇の實行を絶叫せしこと茲に年あり

勅諭にも

朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば

朕は汝等を股肱と頼み汝等は

朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべきと仰せられ又

朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまるらする事を得るも得ざるも

汝等軍人が其職を盡すと盡さざるに由るぞかし」と深く重く軍人諸君に御期待あ

らせられ更に我國の稜威振はざることあらば汝等能く

朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を輝さば

朕汝等と其譽を偕にすべし」と仰せられしは何たる畏き極みぞや斯くも御親しみ深

き大御言葉喜憂榮辱すべて

陛下御自ら軍人との之を俱にすべきを誓はせらる軍人ならざる我等すら轉た感泣に禁

ぬざる所 まして陸海軍人たらん人々には

聖旨骨髓に刻むの思ひ萬々なるを信ぜ

本紊れて末治らば

焉んぞ敬神崇祖皇室尊崇の根本を措いて風教を正し思想善導を能くせんや

我國は教化を以て治國の要とし

聖訓相承け徳教上に布き風化下に遍く以て國體の精華を發揚し傳へ以て今日に至れり且夫れ

聖上御即位の初め教化の醇厚を勅し後復た教化振興に關する御沙汰を下し賜ひ更に健全なる國民の養成は一に師表たるものの徳化に俟つと勅し給ふ教化に軫念したまふこと夫れ此如し今にして教化を徹底せしめば何を以てか聖慮を安んじ奉り何を以てか國運の隆昌を期し得んや特に詭激の徒は間を窺つて人心を蠶毒し輕佻の輩は隙に乗じて風俗を頹廢せしめんとす宜しく全國教化機關の連絡提携を緊密にし其の内容を充實し教化網を完成して窺ふに隙なく乗ざるに間なく宮内省より内閣に内閣より道府縣に市郡より町村に及び官衙學校軍隊等相互緊密和會の誠を盡し相互協力の實を擧げ家に不逞の人なく邑に乖離の徒なく舉國一致相警め相勵まし剛健質

實を以て此一大危機を突破し範を世界に垂るるの意氣を以て教化の成績を擧げざるべからざりしして教化の根元たるや他なし唯一心
皇室尊崇あるのみ

近時新聞事業の進歩發達と共に如何なる山間僻地に至るまで新聞愛讀者の普及増大を見、居ながらにして

陛下の御肖像並に玉體の御健康と御政務の御日常を窺ひ奉り得るはいごも有難き極みなり然るに吾人の最も慨歎措く能はざる一事は皇室の御肖像並に御記事の謹載しある新聞を臣子として口にするさへ恐懼に堪へざる所に使用しあるを目撃する事之なり 嗚呼勿体なや斯の如きは獨り我等が祖先の遺風に悖るのみならず延いて皇室の御尊嚴を害し奉り世界無比なる麗はしき我國體を傷つけ帝國臣子として洵に不用意不謹慎極まる所爲に非ざして何ぞや

我等又臣民の至情に於て忍ぶ能はず暮夜ひそかにこれを思へば悲憤の涙漣々として
下る

噫一人たりとも吾等の同胞の中にかかる不甲斐なき者のあるかこれ獨りその者一人の罪ならんや同胞たる我等國民の連帶責任たらずんばあるべからず
熟々惟みるに世人動もすれば

陛下皇室尊貴の御肖像等或は其の取扱の不敬に亘らんことを恐るる時直ちに火に焼き奉り以て自ら諒とするもの多し

噫々是れ思はざるの甚だしき限ならざや殊に天皇陛下の愈々御健全にて政務をみそなわし給ふ御肖像を謹載せる新聞紙を焚着けに使用し火もて焼き奉るが如きは恰も御在世其儘の御火葬とも見奉るべき實に以て吾等臣子の不俱戴天の大罪惡にして誠に恐懼に堪はず

國民として其責任甚だ輕からざる義と大に戒めざるべからざると同時に一方に於ては斯かる大罪を犯す機會を尠なからしむる様處置するは最も緊要なりと信ぜ

試みに思へ今各位の寫眞が新聞紙にありとせよ友ありて各位に敬愛を致しその粗末に流るるを患ひて切拔せしもの進んで之れを燒棄したりとせよ果して其の厚意を

感謝し得るや否や吾人は轉た慨歎眉を擡めさるを得ざるなり

且又各位の寫眞を掲載せる新聞紙にて鼻汁を拭き且つは便所の落紙に使用せられ或は包装紙又は紙袋に利用せられてその寫眞の切斷せられたるを見ては果して自己自身之れを快しとするや否や

畏くも陛下の御肖像の斯く不始末なるを見尙ほ且つ之れを氣にも止めざる國民の君に對して專念奉公の誠を致すべき筈もなし

千丈の堤も蟻穴より潰るごかや

今日我が國の思想國難も亦所詮

皇室に對し奉る國民禮儀の弛緩歟如が不知不識の間に之を醸成せるものと謂はさるべからず

於此乎微臣徳五郎等新聞雜誌等に掲載されたる御肖像の御取扱ひにつき年來工夫研究請願を重ねし處を陳じて以て尊官の御高教を仰がんごす 即ち各中隊毎に御尊影切拔奉納箱(或は紙製奉納袋)を設備せられ將士をして普く右切拔奉納を實行をせしめ給ひ其

の若干嵩まりし上は之れを宮内省に奉送し同省に於て可然御取扱ひを請願することを目下最良方法たるを信す

まして軍隊は我が尊嚴なる國體を擁護し皇祖建國の大精神を無窮に存續^すべき大使命を有するものぞかるが故に軍隊は獨り外國防を完ふするのみならず内麗はしくして且世界無比なる我が國體の尊嚴を無窮に保持し奉るべき大任を有するものご解せらるれば此の思想國難の際軍隊固有の大使命に鑑み

皇室に關する御記事並びに御肖像の掲載されたる新聞雜誌の切抜き實行に關し軍隊將士御一同自ら先實踐窮行の範を示すと共に國民一般に國防の大義が獨り邊境防備のみに止まらざ思想國防としての第一線たるべき

皇室に對する國民の禮儀を紊るものを正しきに遵はしむるは最も時世に應じたる處置たることを闡明せられ大いに此の新生面に向つて軍隊的大突撃を貫行せられ速に思想國防の實を擧げられん事を茲に血涙を絞つて陳訴する次第なり

昭和七年一月四日

小山 <small>尋</small> 小學校長	中村飛知
訓導	武田松次郎
訓導	佐々木正索
訓導	松田芳榮
訓導	鎮西一雄
訓導	今立連
訓導處女會長	奥村りん
訓導處女副會長	稻山タマエ
助教諭	小林とよ
小山村助役	佐子重榮
全収入役	大谷政頭
書記	田中榮

書記	安川たきの
農會技手	土藏武雄
産業技手	池田嘉四郎
軍人分會長	田中泰造
全副會長	清水末吉
全副會長	矢田初榮
村會議員	永田宅松
全	山田定吉
全	澤田元榮
全	篠地小三郎
全	大谷忠次郎
全	佃仁作

福井縣大野郡小山村長

皇室尊嚴普及會長 吉田徳五郎

村會議員	松井勇
全	松田治郎
全	畑中龜松
全	安川與市
全	木下陸松
全	川廣啓藏
消防組頭	笹島貞
小山村各大字神社氏子惣代会長	吉田徳五郎
青年團長	安川金彌
副團長	大谷武雄
副團長	松田芳榮
下舌區長	齋藤彦作
上舌區長	篠地小三郎
地頭方區長	佃仁作
領家區長	土屋久左衛門
上黒谷區長	吉田藤作
下黒谷區長	吉田小之助

上荒井區長	澤田元榮
深井區長	藪田幸作
飯降區長	木下陸松
嶽掛區長	北山作右衛門
新庄區長	田中伊作
右近次郎區長	田中新一
小山村信用組合長	本多茂
村農會長	松井美作
惣代評議員	佐々木岩頭
全副會長	前田政榮
全	玉木恒五郎
全評議員	大谷忠次
全	山瀬六右衛門
全	清水忠雄
全	安川徳松
全評議員	吉田徳五郎
全農會議員	中山宗一郎

0154

昭和七年一月二十日印刷
昭和七年一月三十日發行

【非賣品】

編輯者兼

福井縣大野郡小山村長
皇室尊嚴普及會長

吉田徳五郎

印刷者

福井縣大野郡大野町四一番

瀧波芳雄

印刷所

福井縣大野郡大野町四一番

益文舎印刷所

發行所 皇室尊嚴普及會

福井縣大野郡小山村

0155

供覽

係	永	3	20	永
	永	布迄	完結迄	永
機				
期				
機				
種				

軍務局

副官

水第 一 號

昭和七年一月六日

海軍大臣 殿

第一課長

勅諭下賜五十年記念行事ニ關スル件報告

一月四日午前九時四十五分職員及従業員一同ニ對シ年頭ノ所感ヲ述ベルト共ニ軍人ニ賜ハリタル勅諭五ヶ條ニ就キ訓諭シ奮勤者表彰式ヲ行ヒ終ツテ高等官同囑託ヲ會議室ニ集メ勅諭ヲ奉讀シ海軍大臣ノ訓示傳達及上奏文朗讀ヲナセリ

(終)

海軍

水路部長

高木

小林

矢野

1.7 軍務

9510

供覽

保期	3	20	永
減期	(有)	(完結)	永
機種			

軍務局

副官

昭和七年一月七日

海軍大臣 殿

鎮海要港部司令官

鎮海要港部司令官印

勅諭下賜五十年記念行事ニ關スル件報告

官房第三八二七號ニ依ル首題ノ件別紙ノ

通ニ有之候

(別紙一通添)

(終)

海軍

1.11 軍務